

農地法等に係る各種申請許可等概要

No.1

名 称	概 要	添 付 書 類
農地法第3条 に係る許可申請 (町許可)	農地について、耕作目的で所有権を移転、又は使用貸借権、賃貸借権を設定移転する場合。 (農地を農地として権利移動する場合) ※所有地等で耕作放棄地がある方は、権利設定が難しくなります。 ※農業委員会総会後許可します。	1. 位置図(案内図)…通作経路の図示 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 住民票謄本(※1) 5. 現況写真 ※所有者以外に耕作者がいる場合 5. 耕作者承諾書 ※譲受人が新たに耕作を始める場合 6. 耕作管理計画書 その他参考となる書類 (提出部数: 正1通・返送用 申請者分)
農地法第4条 に係る許可申請 (県進達・・・県許可)	農地の所有者が自らその農地を農地以外のものに転用する場合。 ※一般住宅建設の場合、 申請面積 500㎡以下 で、 建築面積が申請面積の 22%以上 が基準面積となっています。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 計画平面図・断面図・建築図面等 (排水系統の図示) 5. 住民票謄本(※1) ※共同住宅・建売住宅・別荘・工場・倉庫建築の場合。 6. 資力証明書(残高証明等) その他参考となる書類 (提出部数: 正副各1通・返送用 申請者分)
農地法第5条 に係る許可申請 (県進達・・・県許可)	農地の所有者から農地を買受け、借受け、又は使用収益権の移転を受けて農地以外のものに転用する場合。 ※一般住宅建設の場合、 申請面積 500㎡以下 で、 建築面積が申請面積の 22%以上 が基準面積となっています。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	
農地法第4条・ 第5条の規定による 許可後の計画変更 (県進達・・・県許可)	農地法第4条・第5条の申請に係る転用計画を許可後において変更しようとする場合。 ※計画変更は、原則1回までしか認められない。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	
農地造成届出書 (町受付)	田及び畑に盛土して農地を造成する場合。 ※工事等による残土処分を行う場合は、農地法第5条の一時転用の申請をお願いします。 ※造成後農地としての利用が認められない場合は農地法第4条に係る許可申請をしていただく場合があります。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 計画平面図・断面図(2方向を図示) 5. 現況写真 その他参考となる書類 (提出部数: 正各1通)
非農地証明申請 (町証明)	農地法の許可を受けずに転用された農地の地目を変更する場合。①植林された後10年以上が経過し、外観上山林と認められるもの。②建築物(仮設は除く)が設置された後10年以上経過しているもの③日常生活上不可欠な道路として10年以上利用されている。④自然災害により農地の復元が困難な土地⑤耕作放棄により森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地 ※農業委員会総会後許可します。上記以外是非農地証明することはできません。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 現況写真(2部) 5. 住民票謄本(※1) その他参考となる書類 (提出部数: 正副各1通)

(※1) 譲受人(申請者)が町外在住の場合及び、譲渡人(申請者)の住所が土地登記簿謄本の住所と異なる場合。

(注) 公図写には申請・隣接地の地番・地目・面積・所有者を記入して下さい。

農地法等に係る各種申請許可等概要

No.2

名 称	概 要	添 付 書 類
農地転用許可後の 工事進捗状況 報告	農地転用許可後の工事進捗状況の報告を行う。 ※許可日から3ヶ月後・その後1年毎及び工事終了時	1. 配置図 2. 現況写真 3. その他参考となる書類
農地転用事実 確認願	農地法第4条又は第5条の許可を受けた事業を実施した場合の転用事実確認願。 ※確認書交付により地目変更（田・畑→宅地等）ができます。	1. 案内図 2. 現況写真 3. その他参考となる書類
農地造成完了 報告書	農地造成後の報告。	1. 案内図 2. 現況写真 3. その他参考となる資料
農振農用地除外申請 （農用地利用計画変更 事前審査調書） （県進達・・・県同意）	農業振興地域農用地区域内農用地を除外して、農地以外の用途に転用しようとする場合の申請。（随時変更） ※審査調書様式は用意しています。 ※除外する場合は、町の農用地利用計画を変更する必要があるため、許可が下りるのは、申請から最低でも半年以上1年近くかかります。 ※除外しようとする場合は、 確実に実施する転用事業計画 を立ててください。 ※確実な計画であっても、申請地の状況が除外基準に合わない場合は、許可になりません。 ※住宅建築の場合は、農地法第4条又は第5条の面積要件と同じです。 ※除外許可後直ちに農地法第4条又は第5条の申請を行ってください。	1. 補足資料：所有地一覧表 2. 位置図（案内図） 3. 公図写 4. 計画土地利用現況図（1/2, 500） 5. 計画土地利用状況図（1/2, 500～1/5, 000 程度） 6. 事業計画書 7. 計画平面図・断面図・建築図面等（排水系統の図示） 8. 土地登記簿謄本 ※共同住宅・建売住宅・別荘・工場・倉庫建築の場合。 9. 資力証明書（残高証明等） その他参考となる資料

（※1）譲受人（申請者）が町外在住の場合及び、譲渡人（申請者）の住所が土地登記簿謄本の住所と異なる場合。
（注）公図写には申請・隣接地の地番・地目・面積・所有者を記入して下さい。